

南北朝期の太良荘地頭方について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松浦, 義則 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/2417

南北朝期の太良莊地頭方について

松 浦 義 則

はじめに

若狭遠敷郡太良莊は鎌倉期から室町期までの荘園の変化を具体的に知ることのできる荘園であり、網野善彦氏の魅力的な研究があることも周知のことであろう。⁽¹⁾私も網野氏や山本隆志氏に学びながら、太良莊について、開発領主の子孫の公文雲巖の領主制、⁽²⁾莊民が以後七代にわたる忠節を誓ったという預所定宴とその子孫の支配、⁽³⁾検注による領家方の再編成をともなつて始められた得宗地頭期の領家方支配について検討してきた。⁽³⁾それらを通じて太良莊における公文の支配、預所の支配、さらには得宗支配期の領家支配は、その展開過程のなかで本来の歴史的性格を弱めていくことを確認できたと思う。本稿ではそれを受けて、南北朝期の地頭方について検討してみたい。

網野氏は南北朝期末には太良莊を支配する供僧が「現地の実状の変化に即して体制を改変していく意欲と力をほとんど失い、安定した一定の得分を確保することで満足する」ようになり、「その意味で荘園公領制はそれ自体として、明らかに停滞期に入った」とされている。⁽⁴⁾氏はそれと対応して代官・公文が実務家としての性格を強めることに注目されているが、⁽⁵⁾そのことを地頭方について国人代官

との対比において、寺僧地頭代官の「給主」化を具体例として検討してみたい。

もうひとつ本稿が地頭方に注目する理由を説明しておきたい。網野氏が「いわば「太良莊地頭方」というのがひとつの荘園である」と述べられたように、⁽⁶⁾地頭方は領家方とは違う編成と支配の原則によつていたからである。地頭得宗の滅亡後の元弘三年（一一三三）に東寺は後醍醐天皇よりその地頭職を寄進されたのであるが、在地領主と捉えうる地頭の支配権を東寺の供僧たちはどのように継承し、変容させていったのであろうかということが、さしあつての問題となる。そのためには領家方と異なる地頭方の支配原則とは何かを、最初におおまかにでも述べておく必要がある。

主要な耕地を名に編成して、そこから年貢・公事を徴収するといふことが荘園支配の中心線であるとするならば、領家方はこうした中心線を持つといえる。対して地頭方の基本的な支配地は地頭田四町五段一六〇歩と馬上免五町である。地頭田は本来の久珍名に百姓から奪った二名を加えたものであるが、国衙台帳上では地頭給は三町として登録されていた（ユ二一、一一七二号）。⁽⁷⁾馬上免は薬師堂

維持のために畠を買い集めたものが水田となっていたところで、承久の乱の時地頭が押領したものであるが、国衙台帳上には現れない田地であった。一〇町近くの地頭方所領のうち三町しか国衙台帳に現れないところに、地頭方所領の私的な性格を見ることができるといえる。

領家方が名田支配であるとすれば、地頭方は散田支配であり、正安四年(一一三〇二)の得宗検注のときには地頭田のうち九段一一〇歩の手作地があった(リ二七一二、二一一一七号)。地頭はまた領家支配の中心線から外れる多様な人を支配の対象として掌握していた。それらの人々は山畠を耕作する人、「地下平民」とは区別される地頭方在家百姓、さらには非農業民と考えられる尻高百姓や川人などであった⁽⁸⁾。そのうえ地頭方の馬上免は本来は薬師堂(内御堂)の免田であり、太良寺、小野寺などの寺社免田も馬上免内に存在するということから(リ二七一二、二一一一七号)、これら在地寺社の供僧職も地頭の支配するところであった(タ一一三)。また地頭は土居と呼ばれる本拠地を有し、そこには政所屋敷や的場があつて、土居畠一町三段余が付属しており、何人かの被官が給分を与えられていた(教護二八九号、二一三二一号)。

地頭の支配はこのように多様な人々や耕地を対象としていたのであり、それは本来一つの得分として数量で以て表しうるようなものではなかった。それが南北朝末期には、網野氏が指摘されるような得分として表されるようになるのであるが、それはどのような過程をたどったのか、自分なりに跡づけてみたいと思う。ただし、今回は尻高百姓、在地寺社、土居については十分言及できなかった。

一 地頭代の支配と農民の抵抗

正安四年(一一三〇二)に得宗は太良荘地頭若狭忠兼の地頭職を没収して自ら地頭となり、得宗被官が給主となって支配した。鎌倉幕府が滅び、東寺はこの地頭職を後醍醐天皇より与えられて一円知行の支配権を獲得し、領家方が本供僧の支配に、地頭方が不動堂・護摩供僧の支配に属することとなった。供僧の支配原則は得宗支配以前の永仁二年(一一九四)の「永仁和与」の段階に戻すことになったが、戻した結果どのような状況となったのかを検討してみたい。その状況を最もよく示すのが荘民による地頭代官脇袋頼国の排斥である。広く知られているこの排斥要求を和与段階への復帰という観点から考えてみよう。

元弘三年(一一三三三)から暦応二年(一一三三九)までの太良荘は押妨・乱入と戦乱に見舞われた時期であった。鎌倉幕府崩壊とともに得宗に地頭職を奪われていた若狭直阿(忠兼)が太良荘に乱入し、堀を切り、境界に城を築くという実力行動にでた(エ四一一四)。直阿に対抗するため地頭方供僧は、近隣の国人である脇袋頼国に目を付ける。頼国は鎌倉時代に太良荘の末武名主であった中原氏女の夫の脇袋範継の子孫で、建武元年(一一三三四)二月に末武名主職に補任された時に「庄家警固」に力を尽くすとの請文を提出していた(リ四一)。こうして供僧はまもなく彼を地頭代に任命する。この地頭代頼国が建武元年八月に領家方・地頭方双方の荘民から排斥された脇袋彦太郎なのであるが、この排斥の訴状から頼国の支配の特質を考えておきたい(は八六)。

莊民が頼国およびその代官順生房の非法として訴えたこととして、末武名の公事を負担しないこと、時沢名を莊民（実田）から奪ったこと、正月の節養酒を出さなかったこと、房仕に食料を給しなかったこと、代官の順生房が相論を不当に扱ったことなどが挙げられている。しかし特に莊民の怒りを招いたのは、手作田畠三町に農夫六〇〇人を使役したことで、近夫と称する本拠地の脇袋への往復人夫のほか、京都での京上夫や長夫を徴発し、城郭を構えたと称して早田米を責め取り、人夫を使役し、在家や庇を毀ち取ったことであろう。後者の城郭に関する行動は「庄家警固」を名目に行われたものであるが、京上夫や長夫は地頭代頼国が「当庄之御沙汰」のため在京する必要があるとして徴発したものであるから、これも「庄家警固」を名目として行われたと見ることができる。そこで反発を受けた(1)手作地のための莊民の徴発、(2)「庄家警固」のための人夫と資財の徴発について少し立ち入って考えてみよう。

(1)の手作地に関しては、正安四年(一三〇二)の得宗検注のとき、後に地頭「御名田」(新名ともいう)となる五町が確定されているが、そのうち地頭手作地は九段一〇〇歩ある(リ二七、二一一七号二)。しかし文保三年(一三一九)の徴符では地頭御名には地頭の手作地は見えていないから(教護二八九号、ヤ一五、二二三二号)、得宗検注の時の手作地九段余は若狭氏が地頭であったときの手作地を示すものであろう。したがって永仁和与段階に戻すとするれば、三町の手作地は多すぎる。念のため、得宗時代の地頭御名田(新名)以外の手作地についてみておこう。文保三年徴符には

地頭の手作地として田地二町二段二五〇歩と畠地七段一二〇歩を記しているが、このうち田地一町四段一三〇歩と畠二段六〇歩は得宗地頭が没収した領家方の末武名の耕地なので、永仁和与段階に復帰した南北朝期には除外されるから、得宗時代の手作地を継承すると、田地七段一二〇歩と畠地五段六〇歩が手作地になりうる。したがって得宗時代の手作地を継承したとしても、田畠三町に及んだという頼国の手作地に足りない。頼国は三町の手作地をどのように設定したのであろうか。

その点で注目されるのが、建武二年八月に早田などに関して訴えている申状に「東寺御領太良御庄地頭御方馬上免百姓并散田作人等謹言上」と記されていることである(エ五一)。「馬上免」と並び称される「散田」とは先に触れた得宗時代に「御名田」(「新名」と称されていた五町余の地頭名で、文保三年(一三一九)の徴符によると、田地五段、畠地一段一八〇歩を標準とする一〇人の百姓の均等規模の耕地によって構成されていた(教護二八九号、ヤ一五、二一三二一号)。既に網野氏が指摘されているように、この御名田編成は均等規模の地頭方百姓を設定するという意図を持っていた¹⁰⁾。それが建武年間には名は解体されて、地頭が手作地を設定しうる権限をも含む散田とされていたのである。頼国は、永仁和与段階への復帰であれば地頭名を解体して散田とし、地頭若狭氏が設定していた手作地を復活することは当然のことであると考えていたのであろう。頼国の手作地経営は得宗時代の地頭方百姓の権利を否定した「復古」であったから、強い反発を受けたのである。

なお地頭名が散田化されたことにより、領家方の名主以下の百姓がこの散田の請作者となることが進行し、領家方と地頭方の融合を促進し、また国人地頭代官への全荘挙げての反発力を強めることになったが、この点は後述したい。

(2)の「庄家警固」はまさに脇袋頼国が地頭代に任命された理由である。新政府や幕府・守護の体制が不安定な内乱期において、莊園領主や荘民たちは周辺国人を地頭代官として認めることに強い警戒心を持ちながらも、現実には認めざるを得なかった。¹²⁾「庄家警固」の特質は、それが地頭代官の固有の任務であるとともに、地頭方に限らず領家方にも支配権を及ぼしうる権限であったことにある。永仁和与への復帰という支配原則からして、地頭方の代官である頼国が領家方の農民を手作地のために徴発できたとは考えられないが、「庄家警固」を名目とすれば領家方の名主をも城郭作りのために徴発できたと考えられる。それ故にこの「庄家警固」のための徴発に対しては全荘を挙げての強い反発があったのである。

領家・地頭両方の荘民から排斥運動があったにもかかわらず頼国は延元元年(一三三六)四月にも地頭代であった(又九一三)。「庄家警固」を必要とする状況が変わらない限り国人の「地頭」が必要とされたのであるが、鎌倉期の地頭と比較すると南北朝期以後の地頭代は荘民支配において弱点を抱えていた。それは鎌倉期には地頭が補任権などを握って支配下にあった公文が南北朝期には地頭(地頭方供僧)直属の荘官となったことである。頼国を排斥した中心人物は頼国に時沢名を奪われていた実円と実円と行動をともしにしてき

た公文の禪勝と見て誤りないと思う。いずれにせよ、手作地と「庄家警固」は地頭の持つ歴史的属性であるが、荘民たちはそれが無制限に拡大されることに抵抗したのであり、こうした動向のなかで地頭方の歴史的特質も徐々に失われていくのである。

二 公文の排斥と収取体制

建武二年(一三三五)から暦応元年(一三三八)の間、若狭においては南北両軍の合戦が続き、そのなかで地頭代脇袋頼国は太良荘から撤退した。すでに網野氏が指摘されているように脇袋がいなくなった後の地頭方では公文禪勝が、解任される暦応二年(一三三九)一二月まで、事実上の地頭代のように振る舞い、甥の実円もそれに便乗していた。禪勝・実円ともに隠田をしたとして訴えられているが(八四、エ六七)、とりわけ実円は、

一、地頭分一色同屋敷田畠八作人重代所職也、而構新儀非法、若干任料令私用事、

として、住人四人からそれぞれ五〇〇文、二人からそれぞれ三〇〇文を任料として徴収したという(エ六七一二)。後述するように、地頭方の田地には段別二〇〇文の請料が課されているが、これは領家方の名田支配にたいして地頭方は散田支配を行ったからである。年々の散田を本来のあり方とする一色田に「作人重代所職」があるというのは矛盾するが、これは先述のように現在の一色田(散田)は得宗時代には地頭「御名田」(「新名」とよばれた名田であった)なので、作人の耕作権は「重代所職」の性格を強めていたのである。

それを建武元年以後は散田として扱うことになり、実円は請料の他に更に任料を徴収したのである。荘官としての役職に就いていなかった実円がこのように任料を私的に徴収しているのだから、公文禪勝も任料を徴収しえたものと思われる。禪勝・実円は地頭代頼国のように手作地を設定することはできなかったが、一色田においては領主のようにふるまっていた。それが荘民の反発を受け、公文禪勝は暦応二年一〇月に父良嚴の住宅に放火されたことに対し、守護使を入部させたことから公文職を願成に奪われ、実円も時沢半名を失い、これも願成に与えられた(エ五四、オ一六)。得宗期の地頭御名田(新名)が否定されて一色田として「復古」されたことにより、地頭代頼国は三町の手作地を設定して荘民を労働力として徴収して反発を招き、実円・禪勝は任料を徴収して荘民から排斥される状況を作った。それゆえ、「永仁和与」時の地頭支配にそれぞれの立場から「復古」しようという頼国、禪勝・実円の試みは挫折する。

太良荘の収納状況を知ることができる最初の史料が暦応元年(一三三八)分の領家方結解状(教護三五〇号)と地頭方散用状であり(ハ一〇)、その内容は表1に示した(ただし去年未進納入分は省略)。これらの収納項目と額のうち、地頭方の本目録定一〇七石余はすでに建武元年一二月の散用状に見え(エ四〇)、領家方新田米は五斗七升の違いはあるが、同月の新田所当米散用状に見えているので(エ四一)、大枠は建武元年には決められていたと思われる。

この表と同種類のもを網野氏も作成され、その特質を述べられ

表1 暦応元年分領家方・地頭方の年貢・請料・地子銭 (米の単位=石、銭=文)

領家方			地頭方	
本米	150.018	(加加徴定)	本目録定	107.36203
新田米	13.92436	(末武・百姓名・保一色分)	請加	5.86 (斗代増分)
除分	2.7	(松永保押領・御祈禱下行など)		1.9333 (畠田興行分)
定米	161.24236		除分	31.143 (恒枝押領分ほか)
			下行分	20.8666 (代官得分ほか)
預所別進	米 5.0	大豆 1.1	定残米	64.08313
畠地子夏秋分	9416		請料	15000 (75・0×200文)
助国公事銭	3000		除分	7578 (恒枝押領分ほか)
永夫六人代銭	1800		(残請料)	7422
			麦畠地子	8414 (48・029×175文)
			除分	1200 (恒枝押領分ほか)
			秋畠用途	8414 (48・029×175文)
			除分	1200 (恒枝押領分ほか)
			(残麦秋銭)	14428
			炭木代	750
			桑代	250
			尻高名栗代	500

* 数字は史料記載の数字を用いた。

ているので、氏の指摘を受けながら自分なりのまとめをしておきたい。まず領家方については次の点が注目される。¹⁴⁾

(1) その本来額一五〇石余は、文永三年(一二六六)と建治二年(一二七五)の定年貢米が一五〇石八斗余(田数は二〇町九段三一四歩)であることをみると(教護七一・七七号、れ一、一―二〇三号)、「永仁和与」段階に戻されているといえよう。得宗検注によつて「九名四分一」とされた田地編成も「二名四分一」(二名とは三郎丸名と一色名、四分一とは開善の四分一名)が「勘落」されて七名と保一色というもとの体制に戻された(ツ二三)。

(2) しかし「永仁和与」時点と大きく変わったのは、網野氏が指摘されているように、畠地が畠地子の対象となったことである。領家方において畠地子が収納されるようになったのは得宗検注以後であった。したがって、荘民たちは上葉畠九三三文は納入してもよいが、「百姓等名畠地子」は拒否するという態度を取った(エ四六)。これを受けて供僧は建武元年に一旦は「名畠等地子」を免除したが(ツ二三)、同年一二月の畠地子注文では畠地子七貫四一四文と上葉地子二貫文を徴収し(は八九)、暦応元年以後は両者を統合して畠地子夏秋分九貫四一六文(正しくは九貫五一六文で、暦応三年分の結解状よりこの額となる。オ七)となる。後の散用状からして地子は夏と秋にそれぞれ段別一〇〇文を徴収するので、九貫五一六文分の畠数は四町七段二〇九歩となるが、この畠数は文永六年(一二六九)の領家方年貢名々員数目録(オ五)に名の畠数として記す四町七段一九〇歩に極めて近い。この名の畠数は地頭による把握を示

すものとされており、南北朝期の領家方の畠支配は、得宗支配時代の文保三年(一二二九)徴符に見える名畠総数五町九段一五二歩(ヤ一五、教護二八九号、二―三三二号)は採用しなかったが、畠支配そのものは得宗時代を踏襲したのである。¹⁶⁾

次に地頭方の土地構成については「永仁和与」以前の史料が伝えられていないので、その内容を知ることが困難であるが、次の点は指摘しうるであろう。

(1) 田地請料は段別二〇〇文であるので、請料の総額一五貫文に相当する地頭方の総田数は七町五段であるが、このうち二町二段二八〇歩が恒枝保に押領されていた(オ一八)。正安四年(一二三〇)の得宗による検注では地頭方の定田(検注田から年不・寺社修理田・寺社寺用田・岡成を除いた田数。恒枝保内の田数を含む)は七町八段二六〇歩であったから(タ二七―二、二―一七号二)、暦応元年の地頭方田数と得宗検注時の地頭方定田との間には大きな差はない。¹⁷⁾

(2) 暦応元年の畠地は四町八段二九歩で、一段に麦地子・秋地子をそれぞれ一七五文(年間三五〇文)課すが、この段別三五〇文は、得宗時代の額を継承している。地頭方畠数についてみると、得宗検注時には七町九段二四〇歩(内訳は河成・常不三町四段八〇歩、栗林三段、見作四町二段一六〇歩、教護三八五号)、文保三年(一二三一九)徴符には一四町三九歩あるとするが(教護二八九号、二―三三二号)、文保三年の数字には暦応元年には領家方に属すようになったため除かなければならない名畠(五町九段一三二歩)・末武

畠(三段五〇歩)が含まれているので、それを除くと七町七段二七歩となる。暦応元年の畠数四町八段余は文保三年時よりかなり削減されたように見えるが、文保三年徴符は二月に作成されているように、この年に地頭方として収納すべき米と銭の額を記したもので、荒れ地などは考慮されていないと見るべきであるから、単純に削減されたと考えてはならないだろう。むしろ得宗検注時の見作田四町二段余に近いと考えるべきであろう。

全体として、領家方の畠支配を除いて「永仁和与」段階に戻されたということが出来る。領家方においては、鎌倉後期の文永年間よりの名主職をめぐる相論や預所と荘民との対立、領家と地頭との対立などを通じて次第に供僧の支配権が浸透し、さらに得宗時代には年貢散用状が荘民の年貢納入の「同意」を示すようになって、供僧と荘民の間には一定の契約的關係も見られるようになり、支配が慣習的性格を帯びるようになってきていた。これに対し、地頭方においては供僧は扱えるべき「永仁和与」段階を経験していないから、新しい支配は試行錯誤が避けられなかったし、内乱という政治状況は特に地頭方に影響を与えた。

三 地頭方と領家方の一体化の傾向

地頭代脇袋頼国や公文禅勝などの非法が退けられ太良荘支配は小康状態となるが、南北朝の内乱の趨勢が定まらない不安定な時期には、太良荘の特に地頭方支配は安定しなかった。観応の擾乱の時には「庄家警固」の観点から脇袋国治を地頭代官に任じなければなら

ったし、文和三年(一三五四)・四年には半済がおこなわれ、またこの時期には「国一悪党」と呼ばれた河崎信成が現地を支配し、延文元年(一三五六)よりは近隣の宮河弾正忠が手荒な支配を行うなど混乱が続いた。太良荘地頭方の支配が安定し始めるのは荘民の訴えにより宮河弾正忠が排除された延文三年(一三五八)以後のことになる。

この間の経過については省略するが、この期間に生じた変化について三点を指摘しておきたい。その一つは、康永元年(一三四二)までは領家方百姓と地頭方百姓はおのの行動の際に従うべき規範においても区別する意識が強かったが、その後はこの区別意識が弱まっていくことである。建武元年六月二六日に領家方・地頭方の百姓は「太良御百姓等」としてまとまって預所を通してさまざまな要求を提出した(エ四六)。これに対して東寺供僧は地頭方の百姓が領家方の預所を通じて申状を出すのは地頭方を蔑如するものであると非難している(ツ二三)。ここでは荘園領主の側から領家方と地頭方の区別がなされ、それぞれの帰属する代官に従わなければならないという規範意識が見られる。同様の規範意識は百姓たちも持つており、新見荘に関連する詐欺事件において地頭又代官の平教重のために証言を翻した領家方百姓蓮仏に対し、領家方百姓は次のように述べている(エ五八)。

蓮仏乍為公田百姓之身、奉輕蔑預所御方、得地頭御代官之語、奉申成預所御代官於虚誕之条、罪科争可遁哉、

ここで「公田」とされているのは、正安四年(一三〇二)の得宗

検注の結果を示す実検名寄帳において領家方の定田とされた一七町二段余を「公田」と称したことに基づく呼称で（教護一九五・二八九号、二一一・一八・三二一号）、この田数はまた文永二年（一二六五）太田文の太良保の定田数でもあった。従って「公田百姓」とは領家方の公田の年貢を負担する名主をさす。右の引用文の意味は、領家方の百姓でありながら地頭代官の誘いを受けて、預所代官の陳述が偽りであると偽証した罪科は遁れがたいということであり、百姓の意識においても領家方百姓としての規範意識が存在していたことがわかる。

この後も地頭方百姓と領家方百姓の区別は存続し、延文四年（一五三九）の地頭代官得分注文においても「公田百姓」と「馬上免百姓」は区別されている（八四三）。しかし、これ以前の延文元年一〇月の損免を求める申状は領家方・地頭方それぞれが提出しているが、その文言は損亡額の数字が違うだけで、そのほかは全く同じであり、領家方・地頭方の区別は薄れていく（八三六・三七）。領家方と地頭方の一体化が成立するのはまだまだ先であるが、その方向に向かいつつあることを知る事ができる。

二つめは、右のことと関連するが、地頭方作人の構成に変化が生じていると考えられることである。先に文保三年の徴符によると地頭方御名田（新名）には一〇名の均等な耕地を持つ地頭方百姓とも呼ぶべきものが存在したことを述べたが、この徴符によれば領家方公田百姓で、地頭方の耕地の主要部分である馬上免（二町八段余）と御名田（五町二段）の年貢請負者となっているのは定国名名主二

人（権守・重内）の二段半が見えるだけである。そのほか一色名名主浄覚房が馬上免に四段余を持つているが、かれは地頭支配下の薬師堂の供僧とみられる。²⁰⁾ これからみて領家方百姓と地頭方百姓はかなり截然と区別されていたといえよう。ところが貞和五年（一三四九）閏六月十六日の地頭方評定引付に、夏地子未進の張本人として名を挙げられている人物について、領家方の名主でもある場合その名を括弧内で示すと、妙連（助国名）・蓮仏（助国名）・仏念・二郎大夫・豊前介（貞国名）・丹後大夫（真村名）・平権守・実円（時沢名）となり、八名中五名が領家方名主であった（タ五）。さらに延文元年（一三五六）一〇月に地頭方の不作河成洪田を注進した地頭方百姓の名前をみると、同日の領家方百姓の名前、あるいは他の年代の近接した史料²¹⁾によって知りうる領家方名主と判断される人が表2に示したように一二人中六人もいる（八三六・三七）。これは得宗地頭の「御名田」（新名）が散田支配となったことにより、領家方の名主たちが地頭方に年貢負担者として進出してきた結果である。右に述べた領家方と地頭方の一体化の傾向は、このような人的一体化を基礎として進んでいたものである。

地頭方に領家方の名主の勢力が浸透するということは、莊園全体が名

表2 地頭方百姓

永田右近允
沙弥法阿=真村名
豊前大夫=貞国名
中村右近允
平十郎
沙弥乘蓮=末武名
孫三郎
左近四郎
弥王丸=時沢名
僧実円=時沢名
左近允
沙弥幸阿=宗安名

主層の指導のもとに置かれるようになることを意味する。公文職を失っていた禪勝は執拗な回復運動の末に延文元年（一三五六）七月に公文職に返り咲き（は三四）、すでに時沢半名を回復していた実円とともに莊務に当たるようになる。かつて地頭方において領主のような支配権を行使した禪勝・実円であったが、今回は地頭方においても名主層の抵抗が強かった。そこで彼らは領家・地頭両方の現地代官のような地位にある宮河彈正忠とその又代官民部丞の権威を背後に強引な支配を行った。この延文元年が水害の激しかった年でありながら、損免が少ないことにも不満を募らせた莊民五三人は一月一三日に禪勝・実円の「罪科廿一ヶ条」を供僧に注進して、兩人の追放を求めた（し二二）。翌年一〇月にも莊民たちは禪勝・実円の追放を要求し、厳密の沙汰のない場合は田畠を捨てて山林に交じると誓約して神水を飲むという強硬な姿勢を見せた（し二四）。禪勝・実円もこれに対応して和解を求め、延文三年三月に和解が成立する（ツ三六）。こうして惣として結束を強めた莊民はこの年の一月に地下代官宮河と又代官民部丞の非法を訴え（ハ四二）、兩人は罷免されたのである。

三つめは「庄家警固」の観念、あるいは「庄家警固」の実現方法の変化である。建武元年に地頭代脇袋頼国は「庄家警固」のために人夫や家屋などを徴発して莊民の反発を招いたが、「城郭」を構えたとあるようにそこでは実際の戦闘が予想されていた。この「庄家警固」は地頭代に限らず、莊で何らかの権限をもつ人の義務となっていた。暦応二年（一三三九）一二月に公文職と時沢半名主職に

任命された願成の請文に「又若於地下悪党并武士等有乱入事者、致内外秘計、殊可令警固庄家者也」（オ一六）とあり、康永元年（一三四二）一二月の小浜の金融業者石見房寛秀の助国半名請文にも「又庄家間事能々警固可仕候」（ア五〇）とあって、公文や名主となる場合にも「警固」することを誓約している。康永二年一二月の隆祐公文職請文には「一、地下煩出来之時、云警固云沙汰、両御代官相共可致秘計事」（イ三七）とあって「警固」のほかに「沙汰」（煩いを収めるための工作）することを誓約しており、「警固」一本槍でなく、状況に対応するようになっていく。しかし観応の擾乱の時の観応三年（一三五二）四月の地頭代脇袋国治の請文には「就中近日地下錯乱之時分、殊存忠節、可退方々濫妨事」（り五二）と何よりも戦闘の決意が語られており、文和二年（一三五三）九月の熊鶴丸代中務丞行盛地頭方所務職請文にもこの誓約文言がそのまま踏襲されている（り五二）。いずれにせよこのころまでは、莊家を守るということは実際に戦闘をするということを含んでいた。

ところが延文元年（一三五六）七月に公文に任じられた禪勝の請文には「一、於地下違乱煩出来之時者、廻内外秘計、可抽無弑之忠節事」とあって、これまで見えていた「警固」が消え、「内外の秘計を廻らす」ことだけになっている（ハ三五）。地頭代官職についても、延文四年（一三五九）六月に東寺の僧である禪舜が提出した地頭代官職請文になると「一、都鄙沙汰可廻内外秘計事」と専ら都鄙において秘計を廻らすこととされている（ロ一〇）。さらに康安二年（一三六二）三月の禪勝の子の熊王丸（弁祐）の公文職請文は

禅勝の請文の文言を踏襲し(リ五七)、同年八月の賀茂氏女・子息快俊連署預所職請文は「一、於地下違乱煩出来之時者、為預所沙汰致内外籌策、可廻庄家安全計略事」としており、ここにも「警固」は見えず、「籌策」や「計略」を用いることになっている(し三三三)。このように延文年間からは莊家を守るとは戦闘によるのではなく、「内外」や「都鄙」において「秘計」を廻らすことになった。

地頭代官に期待されているのは戦乱時の戦闘能力ではなくして、政治工作力なのであって、その意味で脇袋頼国や同国治に見られたような国人領主としての「地頭」の機能は失われ、地頭代官と領家方預所との区別は失われていった。

以上、公田百姓觀念の衰退、地頭方と領家方の百姓の人的融合の進展、代官・荘官の任務としての「庄家警固」文言の消滅について見てきた。前二者は地頭方と領家方の区別の衰退を示し、後一者は代官や荘官の変質を反映しているが、それらは大体延文年間を一つの画期としている。次には代官を中心にその変化を跡づけてみたい。

四 地頭代官職(給主)の変質

延文三年(一三五八)一月に領家方・地頭方の地下代官として過酷な支配をしたとして、宮河彈正忠とその代官民部が荘民から訴えられ、荘から退散する。地頭代官についてはこれが画期となるので、これまでの代官とその又代官の推移を表3に示した。

この表において、寺僧代官とは祐実のように東寺の僧で太良荘地頭方の代官となったものを指す。また地下代官と又代官を区別してい

表3 太良荘地頭方の代官と又代官

←建武1.3(む142)	国人代官脇袋頼国	→延元1.4(ヌ9-3)	又代官順生房	→建武1.8(は86)
			又代官国直	→建武1.11(は87)
←暦応5.4(エ57)	寺僧代官祐実	→観応3.4(ハ23)	←暦応2.2(ハ10)	地下代官平教重→貞和4(エ67)
観応3.4(は21)	国人代官脇袋国治	→文和2.9以前		
文和2.9(ハ25)	在京代官熊鶴丸	→延文2.10(し249)	文和2.9(ハ25)	地下代官行盛→文和4.7(ハ30)
	←延文1(ハ42)	地下代官宮河彈正忠・又代官民部允		→延文3.11(ハ42)

*それぞれの在任を示す最初と最後の史料の年月を示した。

るが、寺僧代官や在京代官のように代官が原則として現地に下向しないので、代わりに現地支配のために置かれるものを地下代官とし、国人代官のように在地性のある代官が置く代官を又代官と表現した。

表3から推定できることは、「庄家警固」を看板とする国人代官はやむを得ない例外的措置なのであり、寺僧代官あるいは在京代官が任命され、彼が自分で選任した人を地下代官として派遣するというのが通常のあり方であった。そのことを祐実(乗真、坊門殿、若狭法橋)を例に見ておきたい。祐実は東寺惣公文にも任じられた荘園支配に通じた僧で、「地下所務法」の「故実」と称されてもいる(エ三三〇)。祐実の太良荘地頭代官としての初見は暦応五年(一三四二)四月であるが(エ五七)、彼の地下代官の平教重が暦応二年(一一三三九)二月には現れているから(ハ一〇)、その頃には彼も地頭

代官であったと考えてよい。地下代官平教重は貞和四年(一三三八)までには罷免されており(エ六七)、地下代官は不在であったと見られる。ところが観応二年(一三五二)一〇月には国人宮河与一左衛門尉などが荘に乱入濫妨するという状況になった。²⁴⁾そのとき祐実がどうしたかについて、正平七年(一三五二)二月の荘民の申状は「一、去年御年貢事、地頭御代官坊門殿(祐実)御在国之時、少々被召事、御返抄分明候也」と述べている(八一九)。これにより祐実は今地に下向して年貢収納に当たったことがわかり、国人を地下代官に任命するなどの対策はとっていない。しかし国人一揆に乱入され「朝夕夜のひまなく被譴責」れていた荘民は一揆の構成員である脇袋国治を代官とすることを要求し、「坊門殿御代官の事、あなから百姓そゑんに不申候、但国中如此候間、国人を御憑候ハてハ、不可有正躰候歟」と述べて、祐実を忌避するのではないが、国人に頼らなければこの非常事態は乗り切れないとしている(同)。翌年四月に国治が地頭代官に任じられるが、これを不満とした祐実には米一〇石が与えられる約束になっていた(八一三)。この祐実の例から、国人代官は「庄家警固」を必要とする非常事態の場合にとられるありかたで、通常は寺僧代官あるいは在京代官が任命されていた。さらに祐実の代官在任期間が一三年に及ぶことから考えて、こうした代官のあり方は一定の安定性を持っていた。

これに関連して注目されるのは、祐実においても、あるいは在京代官熊鶴丸においても、国人を地下代官に任命していないことである。国人代官は例外的措置であるから、寺僧代官・在京代官と国人

の地下代官の重層的混合形態は避けるべきものと考えられていたであろう。しかし文和四年(一三五五)七月に「国一悪党」と呼ばれた河崎日向守とその家人世木宗家の押妨が退けられた後には、領家方預所賀茂阿賀丸、地頭代官熊鶴丸のもとで、延文元年(一三五六)より国人宮河正忠とその代官民部が領家方・地頭方ともに地下代官として支配するようになる(教護四二一号、八四二)。²⁵⁾この状況を好ましい代官のかたちではないと考えていた供僧は、宮河の過酷な支配に反発した荘民の罷免要求が出されたので(八四二)、これによって宮河を退け、同時に熊鶴丸の地頭代官職も取り上げ、地頭方支配の再編成に乗り出す。

地頭方支配の再編成を意図した供僧はまず延文四年(一三五九)二月に地頭方綱丁の安主大夫に地頭方給主得分として田一町・畠一町があることを起請文で注進させている(エ四六)。ついで四日後には公文禪勝が地頭代官得分を起請文で注進した(八四三)。その上で六月に祐実の後を継いで東寺惣公文となっていた能登法橋禪舜が地頭代官(地頭方所務職)に任命された(ロ一〇)。ついで一〇月までには領家方と地頭方で決着が付いていなかった「地頭方伏田」一町についても、下地は地頭方が領作し、領家方へ八石、地頭方へ三石五斗納入することで解決を見た(八四九、オ三三)。²⁶⁾

まず新たに地頭代官となった禪舜の活動について見ておく。地頭代官となってもまもなくの延文四年一〇月には守護より大田文田数に基づく役夫工米が課せられたため、地下公文の禪勝の報告を受けながら、先例となる免除の証文を探すなどの動きをしている(シ二七

紙背二)。禪舜は在京の地頭代官であったが、康安元年(一三六一)八月に公文禪勝が預所賀茂阿賀丸に殺害され、九月には禪勝の子が敵討ちとして阿賀丸を殺したため(ツ四四、シ二四一)、公文と預所が不在となったので、地頭方・領家方両方の莊務のため下向している。ちょうどこの時、將軍義詮に背いた細川清氏が若狭に下向し、小浜と玉置に城を築いたので、太良莊も兵糧米や入木人夫を課せられた。禪舜は清氏奉行人と交渉し三六石を納入したので、とりあえず給人を莊に入部させることは猶予してやると恩に着せられている(は一四六)。禪舜は地頭代官である責任上下向したものであるが、このような状況の中で下向して困難な所務に当たることについて「身の不運と存候」と歎いており、「とく／＼上洛仕たく候へハ」と上洛するために、公文に前公文の隆祐を推薦して後を委ねようとしている(同)。供僧は禪舜の上洛を認め、代わりに十一月一日には法橋実増を領家・地頭両方の未進年貢の収納使に任命し、五分一の得分を与えた(ア六七)。実増は翌年二月には預所未補任の間の所務職を預けられている(ア六八)。実増は六月まで、細川清氏の敗退後に莊に乱入し放火した松田師行への対応など困難な課題に取り組んだのである(は一〇五・一〇六)。この経過から、禪舜にとって地頭代官職(地頭方所務職)は地下公文や預所のように命に代えても守り抜くような先祖相伝の職でも一所懸命の地でもなかったことがわかるが、禪舜に替わって地頭代官に実増が任命されたわけではなく、永和元年(一三七五)ころまで禪舜が地頭代官であったのである。

表4 延文4年(1359)地頭代官得分(ハ四三)

<p>15石(寺家御免分)、8.5石(二石代佃)、2.3石(近年2.8石、山田所当)、1.1石(御年貢増) <山島地子>10石(まめ・あ□・あつき)、2石(麦) <銭分>4300文(平島地子、夏秋)、1500文(請料)、700文(政所屋敷地子)、700文(すみ18・わら代)、200文(くわ代)、110文(修理銭)、600文(正月引出物)、餅8枚(正月行、5枚公田方百姓沙汰、3枚馬上免百姓沙汰)、神事餅198・酒2斗(行、二社神事)、入木(毎日二荷、4束、一月代120文)</p>

このように禪舜の地頭代官職とは先ずは得分権としての性格を強めた職であった。右に延文四年二月に公文禪勝が地頭代官得分を注進したことを述べたが、その内容を表4に示した。

この地頭代官得分について簡単に述べておきたい。代官得分の中心となる一五石の「寺家御免分」とはすでに暦応元年分の散用状下行分に「御代官得分」と見えるものである(ハ一〇、表1)。そのほかの得分は地頭方の散用状の下行分には見えないから、代官が独自に収納する得分である。二石代佃八石五斗については、暦応元年分の地頭方算用には二石代が七段あるとされている(同)、翌暦応二年分の散用状から四段に減少するから(ハ一二)、残りの三段は代官得分とされたのではなからうか。銭分の請料得分は地頭方請料の一割に相当し、平島地子得分は地頭方島地子の四分一の額

(面積にして平島一町二段余)である。更に得分のなかに山田・山島が見られることも注目すべき点で、これらはいずれも「時に依る」と記される変動する得分であるが、地頭は山で耕作する人にも支配権を及ぼしていた。網野氏が注目されている粟を負担する尻高名も地頭方に属していることを想起するならば、地頭は多様な人々を支配していたのである。太良荘は耕地を名に編成して、そこから年貢・公事を収取するという領家の土地支配を主要な支配秩序としている。それに対し、本来太良保に対する郷司の支配権に立脚しながらも、公文給を押領して獲得した久珍名という地頭名と在家支配を足がかりにして、馬上免や百姓名を押領して勢力を上げた地頭の支配は領家方と比較すると周縁的であり、それは多様な支配としての山田・山島への支配や非農業的性格を持つ尻高百姓を服属させていることにも現れている。地頭支配はこのような特質を帯びているのであるが、全体としてみれば一つの得分権化しつつあることは否めない。とりわけこの代官得分には地頭代官脇袋国頼の支配において荘民たちが強く反対していた手作分が見えず、それとの関連で夫役も記されていないことに注目しなければならない。この意味でも得分権化が進行しているのである。

そのことをよく示すものが、禪舜の代になって現れる地頭代官(給主)の得分についての散用状であって、①延文五年(一三六〇)分「地頭方御代官得分散用状」(ハ五三)、②貞治三年(一三六四)分「御得分半分定」(ハ六三)、③応安二年(一三六九)分「地頭方給主得分御年貢事散用」(ハ七一、四一六二)が伝わる。右の①・②

を表5に、③を表6として示した。

この散用状の作成者として延文五年分の末尾に地下公文禪勝が署名しており、応安二年分を執筆したのも公文弁祐であったから、散用は公文の役であったらしい。延文五年分の定米はまさに表4の米分による得分額に一致しており、半済後の貞治三年分や応安二年分もこれを踏襲していたと考えてよい。麦地子・秋地子の額については変動があるが、基本的には表4と大きな差はない。山田年貢は「身が下用分」とされているから、地下公文あるいは後述する地下代官の収入となったものである。そのほか表4に見えている炭・藁代、正月引出物代、神事餅、入木など現地に居住して所務に当たる人に対する納入物はこれら散用状には見えていない。山田年貢のように定額化しにくいものや現地所務に付随する公事が見えていないことは、地頭代官の支配が現地から離れ、得分権化していることを示している。

しかし地頭代官(給主)が現地支配において一定の役割を果たしていることも確かであろう。応安五年(一三七二)二月一日の地頭方評定において、

一、半齊方給主代禪舜辞退事

先日、無左右不可辞退之由、自衆中被仰了、ということが確認されており(タ二二、四一八五号)、禪舜の半濟方給主代についての辞意申出は却下されている。禪舜がいつから半濟方給主代になっていたのか不明であるが、供僧方地頭代の禪舜が半濟方給主代も兼ねて、地頭方との一体的支配を維持しようとして

表5 地頭代官得分散用状 *米の単位は石、地子は文

年代	定米	左内下行	未進	秋地子	左内下行
延文5	27.4	0.5(節養料)	2.627	2500	200(小浜酒手)
貞治3	14.964	0.295(春祭り) 2.818(奉行雑掌1/3) 0.25(節養料)	2.14	1250	

表6 応安2年分地頭方給主年貢散用状 *米の単位は石、請料・修理替・地子・桑代は文

年代	定米	山田年貢	請料	修理替	麦地子	桑代	秋地子
応安2	15.90515 下行 0.75(節養) 0.5(蔵付) 0.25(井料) 2.185(その他)	1.41 身が下用分	1500 下行200(水損)	150	1500 下行100(祭料) 50(河人酒代)	150 守護酒代	1500

*定米の下行分の「その他」の内容は、こもはら半分定(1.035)、当年水損(0.75)、神楽(0.15)、川人酒代(0.15)、すしのうを(0.1)である。

いるものと思う。地頭代官の給分に関する右の散用状の下行分の節養をみると、延文五年の五斗の下行が半済後の貞治三年には半分の二斗五升になっており、半済を受けて半減されている。しかし応安二年分の散用状においては七斗五升と三倍に増加している。その理由ははっきりしないが、半済方給主が節養下行を拒否したため、半済方給主代でもある禪舜が自らの得分から半済方節養分を負担しているのではないかと考えられる。

そのような性格を持ちながらも、地頭代官はこの後はさらに得分取得者としての性格を強めた。それは地頭代官が「給主」と呼ばれることが多くなったことにも示されている。得宗支配下においては、得宗Ⅱ地頭、得宗被官Ⅱ給主(工藤貞景)、給主代(紀六郎願成や石見房寛秀)という支配体制であった。給主は支配を担当する代官という性格と、得分を得る知行人という性格を兼ねていたが、給主のもとに給主代が置かれるようになると得分知行人としての性格を強めた。南北朝期前半には地頭方において「庄家警固」の必要から国人代官を認めなければならなかったが、禪舜の時から得分知行人としての性格の強い「給主」への転換が進められたのである。禪舜は康安元年(一三六一)に現地に下向して荘務に当たった外は、その後地頭代官を辞任する応安八年(一三七六)に現地に対し不作と河成の区別とそれぞれの面積の報告を求め、春成と未進の納入催促を行っていることくらいしか荘務について知ることができない(タ二七、四一〇八号)。供僧の決定は地頭代官(給主)に伝えられ、地頭代官が現地に伝える仕組みになっているが、評定において地頭

代官が意見を求められたり、責任を追及されることはない。この禅舜のときに地頭代官は地頭が帯びていた鎌倉期以来の歴史的性格をほぼ喪失したと見ることができるといえる。

禅舜の後任は宝金剛院実成であったが、永徳元年（一三二二）に実成の後任もまた宝金剛院の宏寿が候補者になったので、同一の坊跡から給主を出すことに異議が出された。しかし宏寿は御影堂作事などに粉骨したという理由で特別に認められており（タ三一、四一―四九号）、給主は得分の保証という観点で優先されたことがわかる。応永二〇年（一四一三）には地頭方給主得分は七貫文であるとされている（ハ一一一、四一―三六四号）。

五 守護一色氏の支配

給主に関連して叙述が貞治五年（一三六六）より始まる守護一色氏時代に及んだが、ここで改めて一色氏の支配について簡単に述べておきたい。貞治五年八月の斯波高経の離反の後に混乱した太良荘も、九月二六日に幕府の使節によって半済などが停止され、安堵された（オ四五、四一―八号）。しかし守護となった一色氏は翌年になつて先預所の侍従房快俊が斯波高経に従った謀反人であるとして預所職を没収する（ヌ二一五、四一―二四号）。この時に預所職に任命されていた源俊は丹生の侍従房とよばれる現地の人であるが、一方では手をまわして足利義満母の北向殿（紀良子）の口入状を取り、他方では守護に奉公する素振りを見せて（ヌ四二一、四一―三二号）、供僧から預所職を自専する意図があるのではと疑われている（ヌ四

四、四一―三七号）。しかし結局預所職は返却されず、一色氏家臣の渡辺直秀が預所として保一色を支配し、領家方・地頭方と並ぶ預所方が形成される（ハ九四、四一―一九四号）。

一色氏はさらに応安元年（一三六八）三月に渡辺直秀などを強引に入部させて半済を強行する。東寺はこれに強く抗議しているが（一三八、四一―五三三号）、一月には半済は上野左馬佐に与えられ（一四〇、四一―五八号）、東寺のその後の訴えに対して幕府は応安三年（一三七〇）八月に一色範光に半済を停止するよう命じているが（せ武家四六、四一―六六号）、これらの命令は無視され続けた。

一色氏の支配は、それまでの守護支配と比較すると次のような特質を持っている。⁸⁴ まず強引な戦時徴発が和らいだ。細川清氏は康安元年（一三六一）に太良荘は四〇〇石の年貢地であるから半分の二〇〇石の兵糧米を出せと要求し（は一四六）、実際に玉置城に五八石五斗の兵糧米を徴している（は一〇五）。また貞治元年（一三六二）に石橋和義は荘官が丹後出兵に応じないならば、半済に加えて荘の四分一（の年貢を徴収すると脅かしている（ツ五三三）。これに対し一色氏にとって最大の激戦となった応安四年（一三七二）の国人一揆との合戦において太良荘から徴収された兵糧米は一二貫文（一七石程度）であった（ハ七三、オ五八、教護五一三三号、四一―七五―七七号）。

次に太良荘半済方の支配の特質を見ておきたい。先述のように東寺の地頭代禅舜が半済方の給主代でもあったこと、応永四年（一三九七）に半済方代官は年々替わるとされており（ツ八九、四一―三二

九号)、応永一四年(一四〇七)には南禅寺「すいうんいん」が代官となるとされ(し二八五、四一三一四号)、翌年の代官は相国寺大徳院とみえるから(タ七二、四一三二四号)、京都の寺院の東班衆などの請負であったと推定される。また農民支配においても、領家方の名が均等に分割されて半濟方の名主が定められており、半濟方独自の名編成などは行われていない(オ五九、四一八〇号)。したがって太良荘の半濟は従来の支配を継承したものであり、一色氏家臣が半濟を通じてその支配力を在地に浸透させようとするようなものではなかった。半濟方から本所方の所務を妨げた例は、嘉慶元年(一三八七)に半濟方が地頭方の秋地子銭のうち三五〇文と粟代二五〇文を尻高分として取ったことであるが(フ六六、四一八二二号)、これも明徳元年(二三九〇)には回復している(ハ九六、四一九八号)。

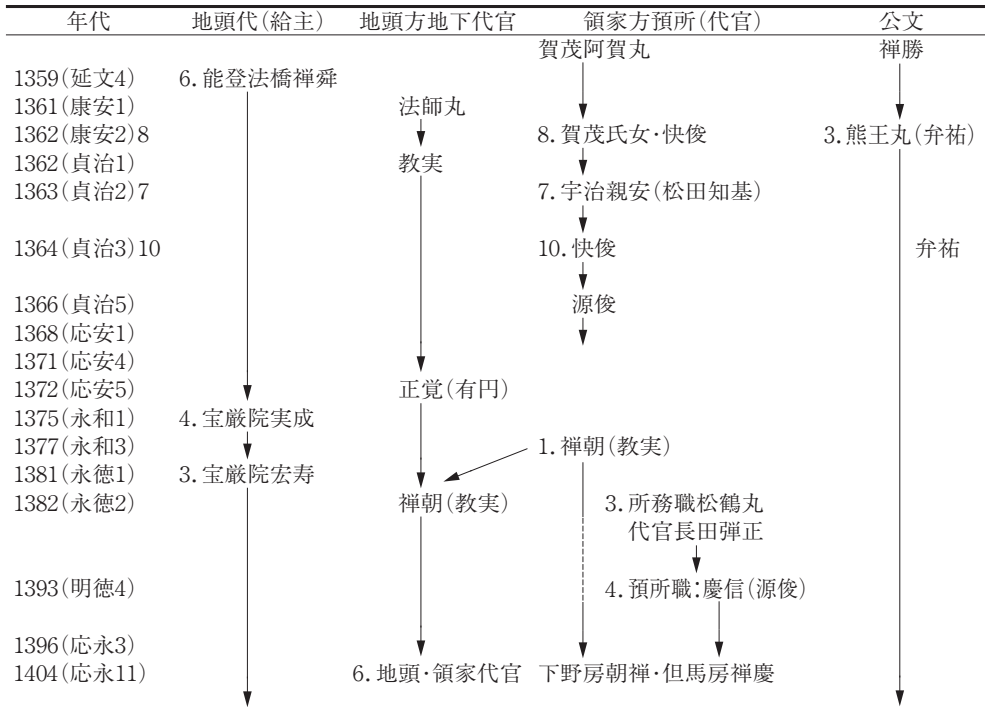
一色氏は太良荘地頭方に対しては、その地頭職の持つ身分的性格を重視しているように思われる。具体的には、一色氏の時代から地頭方に対し三月と九月の節供料足(それぞれ五〇〇文)、椀飯料足(五〇〇文)が課せられ、毎年ではないが御所仏事料・御所贄殿料足、御産料足なども徴収された。これらは領家方には見られないものであり、いずれも地頭・御家人たるものが將軍や幕府に負担すべきものという主従制身分の論理によって課せられたものといえよう。一色氏独自の賦課においても、永和三年(一三七七)に小浜八幡宮と上下宮の流鏑馬役を太良荘に課したのは、これが「国中地頭後(御)家人役」であって「当庄も地頭名字」を持っているからであ

った(し二二〇、四一六一六号)。国内において「地頭」たるものは「守護」に従うべしという一色氏の領国支配の論理を示すものである。

以上のことを前提として、南北朝期末にいたる地頭方の動向を検討しておきたい。まず図1を参照しながら、地頭方の代官を中心に述べておきたい。地頭代禪舜の地下代官として康安元年(一三六一)四月に法師丸が現れる(ハ五五)。この年の九月に禪舜が現地に下向した時に法師丸は現地で禪舜の莊務を助けたのであるが、その後は莊に寄りついていないと述べており(ハ三五九)、恒常的な地下代官とは言い難い。法師丸は道祖法師丸とも呼ばれ、この後は師匠である小浜の金融業者石見房覚秀の援助により貞治元年(一三六一)一二月に太良荘小野寺別当職を獲得し(タ一三三)、同五年(一三六六)四月には覚秀より莊内の内御堂別当職と供僧職を譲与されている(し三七、四一四号)。さらに法師丸は讚岐房祐秀と名乗り、覚秀の持っていた定国名半分(中介とともに)、宗安半名、時沢半名(道阿弥ともに)、助国半名の名主となっており(オ五九、四一八〇号)、覚秀の勢力を莊内で継承していた。

法師丸に代わって貞治元年七月に「公文(禪舜)代」として現れるのが教実である(オ三八一一)。教実は地頭代禪舜から「山臥」であるときれ(オ二一五、四一二四号)、在地においても「山臥」と呼ばれている(ツ六七、四一〇七号)。教実は領家方の真利半名が伊予大夫に与えられるよう仲介したときれ(し四三、四一八一号)、領家方にも支配権を及ぼし、応安四年(一三七二)

図1 南北朝期末の太良荘代官・公文 (人名の前の数字は月を示す)



松浦…南北朝期の太良荘地頭方について

の領家方請料・修理替・麦地子の散用状を公文の弁祐とともに作成し(オ五八、四一七六号)、さらにこの年の領家方年貢米の散用状は彼一人で作成している(教護五一三三号、四一七七号)。ここにひとりの代官が地頭・領家双方の代官を兼ねる例が生じたのであるが、注目すべきはこの領家方散用状に五石の「御代官分」が除分として記されていることである。すなわち鎌倉期の定宴に始まる預所が保一色得分と交分米という散用状に記されない得分を持っていたのに対し、ここに五石という散用状に記される得分を扶持される代官が始まったのである。

その後応安五年(一三七二)から永和四年(一三七八)まで地頭方には政所正覚(「御代官有円」とも称する)が現れ、教実が退いた。しかし永和三年正月に教実は禪朝と名を変えて、領家方預所職(「代官職」とも称す)に補任されており(ナ一三、四一一〇号)、翌年四月に作成された領家方散用状を公文弁祐とともに作成しているが(教護五五四号。四一一二二号)、そこには応安四年(一三七二)の教実の場合と同じく五石の「御代官得分」が見えている。そして永徳元年(一三八一)分の地頭方散用状を翌年八月に作成しており(ハ八七、四一一五七号)、地頭方の地下代官にもなっている。

これまでの地頭方地下代官は地頭代官(給主)に私的に従属する存在であり、かつての地下代官の教実や正覚に対して供僧からの代官職補任状は出されていない。それが領家方預所として供僧から正式の補任状をもらった禪朝が地頭方地下代官を兼ねるといふことは、地頭代官(給主)と地下代官との従属関係が希薄になってきたこと

を意味する。図1に示した応永一年(一四〇四)の下野房朝禪・但馬房禪慶は、かつての地頭代(給主)のもとでの地下代官に相当する役職であるが、いまやそれが地頭方・領家方兼任の「代官職」「所務職」と称されて、供僧より直接に補任されるようになり、給主には七貫文を納入することを供僧への請文で誓約している(オ一〇七、四一二八一号、なおハ一二一、四一三六四号も参照)。

南北朝期末の地頭方の支配の状況を概観するために、伝存する地頭方散用状のうち年貢分について表7に示した。まず納入年貢高に大きな影響を及ぼす損免については、明德元年(一三九〇)の三分一損免を除いて安定していた。ただし、荒・不作地は徐々に増加し、永和四年(一三七八)より五石八斗余に固定しているから、荘民たちは散用状の上だけでも毎年年貢額の二割近くの減免を認められていたといえる。次には守護方への負担が年貢額に影響を及ぼしていることにも注意しておきたい。永和四年(一三七八)には守護へ小浜八幡宮流鏑馬料八貫三文(米にして一・六石)を負担したことにより、寺家の収納米が激減している。逆に守護方への負担が安定していた永徳元年(一三八一)から康徳元年(一三八九)は寺家の収納米も安定している。守護が課してくる課役にどう対応するかは、室町期においても重要な課題となる。

しかしこの時期には散用状に現れない、守護の課す京上夫の負担も相当なものとなった。京上夫の配符を集計すると、永徳元年(一三八一)一四人、同二年三〇人(うち六月二三日、野伏一五人)、同三年九人(催促人数不明一回)、至徳二年(一三八五)四〇人(催

表7 地頭方散用状

年代	半分定	荒・不作	守護方負担	残定米	納入額	未進・損免
応安元(57)	30.2109	1.3	2.31	26.6009	26.6009	
応安3(70)	30.2109	1.2	3.9148	25.0961	25.12	
応安5(84)	30.2109	4.40499	4.94952	20.28139	17.67	3.18639(*1)
応安6(93)	30.2109	2.06666	9.467	17.89924	15.61	2.86424(*2)
永和1(107)	30.2109	3.91579	7.231	19.06411	16.06443	3.01058
永和2(112)	30.2109	4.04519	16.3(*3)	9.866661	10.37858(*4)	2.49861
永和4(124)	30.2109	5.87824	17.70666	6.626	1.775	4.801
永徳1(157)	30.2109	5.87824	6.09166	18.241	19.8775(*5)	
永徳2(162)	30.2109	5.87824	5.84666	18.53158	17.681	0.85058
至徳1(168)	30.2109	5.87824	8.47	15.86266	15.555	0.35324
至徳2(172)	30.2109	5.87824	5.512	18.82066	18.31324(*6)	0.90624
嘉慶1(182)	30.2109	5.87824	6.17	18.16266	18.05	0.15828
康徳1(198)	30.2109	5.87824	5.82	18.51266	18.55824	
明德1(199)	30.2109	6.00474	5.69	18.51616	5.145	13.37116(*7)
応永2(236)	30.1109	1.75501	13.211	15.14489	9.435	1.56
応永7(263)	30.1109	3.1	5.44	21.5709	21	0.5709
応永10(284)	30.1109	3.1	2.32	24.6909	18.3691	6.3218

*年代の次の括弧の中の数字は『若狭国太良荘史料集成』第四巻の史料番号である。

(*1)うち孫介跡逐電0.575 (*2)うち三郎介跡逐電0.575 (*3)守護方負担永和元年分を含む

(*4)去年未進分3.01058を含む (*5)去年未進分1.28を含む (*6:)至徳元年未進0.35324を含む

(*7)未進1.70416、捨田・三分一損11.667

促人数不明一回、九月二〇日に材木持今津越二〇人⁽⁶⁷⁾が徴発されている。その徴発時期も農繁期を考慮しているようなところは見られない。室町期になると守護の課す御飯米越賃、雇夫、駄賃馬、陣夫、材木持人夫などは領家・地頭方ともに年貢のうちから下行されるが、南北朝期の散用状にはそうした下行はみえない。室町期の下行の初見である応永四年(一四〇〇)分領家方散用状で一石五斗八升を「西御所御飯米コシチム」として控除したことについて、寺家側は「か様人夫役自往古為地下役、公平ニ除之条、不可然」と注記を加え、こうした夫役は昔より荘民の負担すべきもので、その費用を年貢から控除することは許されないとしている(オ一〇三、四―二五五号)。それゆえ南北朝期の京上夫・野伏、材木持夫はすべて「地下役」であり、かなりの負担となっていたと考えられる。

過重な守護夫役を負担するために、領家方百姓は「地頭方在家御百姓」にも家別の夫役を課すようになった。明德元年(一三九〇)五月の地頭方在家百姓の訴状は次のように述べている(八九四、四―一九四号)。地頭方在家百姓は屋敷分として一二〇歩の免畠(小免畠)が認められており、地頭政所が西津や小浜に出かけるときに供をするのみであったが、領家方百姓は守護夫役を家別夫役として地頭方在家百姓にも課すようになった。これは「臨時非法」であるとして、預所代官で守護の奉行でもある長田彈正藏人の仲介で、地頭・領家・預所がそれぞれ四人宛の計一二人の守護夫を出すことになった。これは「寺社本所御領無定役之夫足、本主者皆々其夫役お被入立候事無其隠候」、すなわち守護夫役のように定役でない夫役

が課せられた場合には、これまで荘園領主に負担してきた夫役を守護夫役に振り替えて負担するやりかたであったので、地頭方在家百姓も安心していた。しかし最近また在家別に夫役を賦課しようとしていると聞いたが、「最少分の屋敷分計にて、地下平民之夫役を被懸候はん事、難堪之次第にて候」と自分たちには「地下平民」の夫役は堪え難いとしている。

これによると地頭方在家百姓は近辺の供役を勤めるのみで、「地下平民」の夫役は勤めておらず、地頭方四人の守護夫役負担の時も免除されていたと判断される。地頭方在家百姓が「地下平民」の夫役を免除されているのは、彼らが「最少分の屋敷分計」(畠一二〇歩)しか持っていないからである。網野氏はこの地頭方在家百姓には尻高の百姓が多く含まれていたと推定されている⁽⁶⁸⁾。尻高の百姓とは地頭方に属する尻高名の百姓で、この名は田地を持たず、栗代五〇〇文(半済後は二五〇文)を負担するが(オ一八)、室町期にも守護夫役を負担していなかった(ハ二七九)。網野氏のこの推定は大変に魅力的であるが、地頭方評定引付の明德元年五月二四日条(夕四三、四―二〇一号)に載せるこの訴えに対する地頭方供僧の裁定は次のように記されている。

一、□護方夫役新百姓并本百□□□
庄□書下案

守護方臨時夫役糧米□^(本)百姓并地頭在家百姓相論間事、毎度入足^(三分)於□□□者、本百姓可致其沙汰、三分一可相□在家百姓、又人夫廻足事、又以□□□前之由、可被相触庄家□□被仰下候也、

仍執達如件、

明德元年五月廿四日

法橋 判

太良庄地頭・領家沙汰人御中

これによれば地頭方在家百姓は「新百姓」とも呼ばれているが、本百姓と在家百姓(新百姓)との間の守護人夫とその糧米の負担割合をめぐる争いは、本百姓が三分二、在家百姓(新百姓)が三分一の負担をすることになったのである。この地頭方在家百姓(新百姓)を尻高名百姓と考えた場合、粟代五〇〇文の負担をするだけの尻高名百姓に三分一の負担をさせるのは過重であるし、室町期に尻高百姓が守護夫役を負担しなかったことも矛盾する。したがってこの地頭方在家百姓(新百姓)は尻高名百姓とは別の百姓と見るべきだと思ふ。

地頭方在家百姓が与えられていた「小免畠」に関しては、南北朝末から室町期の「太良庄地頭御方之畠之事」と題する畠台帳が伝わっている(八四一七)。これは最初の部分に四町一段二六〇歩の畠が記され(以下、散田畠と称する)、次に馬上免畠二町七段一六〇歩が記され、散田畠は段別一七五文、馬上免畠は段別一〇〇文の分銭が付せられ、それぞれの分銭負担者が書かれている。注目されるのは散田畠の総筆数五一筆の内三二筆に、「一段 此内小免 分銭百十九文 彦四郎」のように「此内小免」と記して、分銭が五六文減額されていることで、これは一二〇歩分の分銭高を減額したものである(馬上免畠にも一筆に小免が減額されているが、原則は同じ)。散田畠の記載の末尾には、

百二十歩 分銭免

源七

百二十歩 分銭免

藤三郎

の如く、一二〇歩の小免畠しか持たず、その分銭が免除されている百姓が八人ほど記されている。⁴⁰⁾この分銭免百姓が「最少分の屋敷分計」しか持たない地頭方在家百姓 \parallel 新百姓と判断される。⁴¹⁾

この地頭方在家百姓 \parallel 新百姓の性格については不明であるが、「地平民」の役を免除されて、地頭の供役を勤めたというのであるから、地頭に隷属していたという由緒を持つ人々ではあるまいか。そうした人々が新百姓として荘民団体のなかに取り込まれていったことにより、地頭方の歴史的特質がまた一つ消滅していったのである。

結びに代えて

南北朝期の太良庄地頭方支配の含む問題は、建武元年の地頭代官脇袋頼国の支配に象徴的に示されている。近隣の国人頼国が代官に任命されたのは、前地頭若狭忠兼の乱入に対抗するために「庄家警固」の役を担うためであった。頼国はその城郭作りのために人夫を徴発したとして荘民の反発を受けたが、内乱期において東寺僧が荘民を防備しえない限り近隣の国人が「庄家警固」の役割を果たしたのであり、観応の国人一揆の乱入の時は荘民が一揆の構成員である脇袋国治を地頭代官に望んでいる。しかし南北朝期後半になると「庄家警固」よりも「内外」や「都鄙」での「秘計」が重視されるようになった。それは半済に代表されるように幕府や守護の権限が強化され、荘園をめぐる秩序が相対的に安定してきたからである。

それは同時に幕府や守護による一国平均役や守護夫役の賦課が増大していくことを意味していた。鎌倉期以来、地頭職が象徴してきた「武威」が後退し、「秘計」が重んじられるようになれば、地頭方と領家方の差異も薄れていく。

頼国はもう一つの地頭方支配の特質を象徴していた。それが三町にもおよび手作地であり、永仁和段階への復帰を、頼国は得宗による地頭名（新名）編成を解体して散田化し、そこに手作地を設定するという「復古」として具体化していた。鎌倉期領家方では預所が保一色においてこれと似た散田支配を行っていたが、得宗支配は預所の保一色支配を否定するとともに、地頭名内の手作地を認めなかった。得宗支配のこうした傾向からみて、荘民たちは手作地に関しては安易な「復古」は認めなかったのである。こうして頼国に象徴的に現れる「庄家警固」と手作地は地頭方においてその比重を弱めていった。

地頭方供僧が得宗時代のあり方を継承したと見られるのが、国人武士代官でない、寺僧代官のあり方である。脇袋頼国の後の代官となった東寺寺僧祐実とその地下代官平教重、宮川弾正忠の後の代官となった東寺寺僧禅舜とその地下代官の教実などは、得宗時代の給主と給主代のあり方と似ており、実際にも禅舜の時から地頭代官は給主とも呼ばれるようになる。そのような変化の背後にあるのは代官得分の内容が供僧によって把握されることにより、得分権化の度合を強めたことにある。地頭代官（給主）は形式的には供僧から現地荘民への命令伝達経路のなかに位置付けられているが、支配権

は供僧の評定が握っていた。地下代官は地頭代官によって任命される地頭代官の私的従属者であったと思われるが、両者の人格的結びつきが弱まり、室町期にはかつての地下代官に相当する人が地頭方・領家方兼任の代官（所務職）として、供僧により直接に任命されるようになる。

最後に地頭方百姓について述べておきたい。得宗時代に地頭名（新名）のなかに均等規模の百姓が設定されていたように、鎌倉期には地頭方と領家方の百姓の区別は明確であった。その区別は南北朝期前半までは領家方百姓が自らを「公田百姓」と称して地頭方百姓とは違った規範意識を持っていたことに典型的に現れている。しかし南北朝期には領家方百姓が地頭方の耕地を耕作するようになり、両者の人的融合が大いに進んだ。しかし、地頭方百姓のなかには「在家百姓」として自ら「地下平民」の役を負担するのは迷惑と主張する百姓がいたのである。しかし守護夫役の過重な負担に対応するために、彼らは「新百姓」に位置づけられて、三分一の負担が課せられた。地頭方在家百姓（新百姓）の「地下平民」の課役は負担しないうちそれまでの「特権」は否定され、彼らは惣百姓の一部となったのである。地頭方と領家方がそれぞれの歴史的性格を弱めて、融合していくためには、こうした「特権」を持つ人はその「特権」を奪われるか、惣百姓から排除されるかが必要とされたのである。

注

(1) 網野氏の太良荘に関する主要著作を挙げておく。①『中世荘園

- の様相』一九六五年、補注は一九七一年、塙書房。現在『網野善彦著作集』第一卷(二〇〇八年、岩波書店)に収録。以下の引用はこの著作集による。②「若狭国太良荘」『中世東寺と東寺領荘園』第Ⅱ部第四章、一九七八年、東京大学出版会。現在『網野善彦著作集』第二卷(二〇〇七年)に収録。以下の引用はこの著作集による。③『海の国の中世』一九九七年、平凡社ライブラリー。
- (2) 山本隆志『荘園制の展開と地域社会』一九九四年、刀水書店
拙稿「太良荘の得宗検注について」『史学研究』二一七号、一九九七年。「若狭太良荘における雲巖の所領について」『福井大学教育地域科学部紀要』第Ⅲ部、社会科学、五七号、二〇〇一年。「鎌倉期太良荘の預所支配について」同紀要、五九号、二〇〇三年。「得宗支配下の太良荘領家方」同紀要、六一号、二〇〇五年。
- (4) 前掲『海の国の中世』四一五頁
同右、四二二頁
- (6) 「中世荘園の様相」二三〇頁
東寺百合文書は函数と番号を記し、『若狭国太良荘史料集成』に収録の文書のうち、第一・二巻および第四巻所収のものそれぞれ「一」「二」「四」を文書番号に付した。『教王護国寺文書』は「教護」と略した。
- (8) これらについては本文で言及したいが、川人については述べる機会がなかったので、その史料として、南北朝から室町期の地頭方畠注文(八四一七)のなかの三段政所屋敷の割り注に「此内一段河人畠給也」とみえること、応安二年(一三六九)の地頭方給主得分算用状(八七一、四一六一号)の除分のうちに「一斗五升 川人酒代」とあり、麦地子のうち「五十文 河人酒代」が控除されていることを挙げておく。網野氏はこの川人を荘の南を流れる北川の川舟運送に携わった人と見ている(前掲『海の国の中世』三三〇頁)。
- (9) なお手作畠五段六〇歩は「といはく」とあり地頭の土居内にあつて「なつまきよりさんてんあるへし」と見えているから、地頭の被官などに割り当てられて耕作されていたように思う。頼国の手作地夫役徴発を訴えた荘民たちは得宗時代には年貢負担の他には夫役などはなかったと述べているが、この主張は割り引いて考えなければならないとしても、得宗時代の手作地はこうした被官労働力に依存している割合が強かったのではなからうか。
- (10) 網野『海の国の中世』二四八頁。ただし「御名田」百姓一〇人の内の「讃岐房」は公文であった勅進名主良巖で地頭方百姓とはいえない。
- (11) この散田は正長二年(一四二九)の地頭方田數百姓名寄帳(と九二)に「散田方」一町八段二七五歩として見えている。「荘家警固」に関しては、高橋典幸「武家政権と戦争・軍役」(同氏『鎌倉幕府軍制と御家人制』二〇〇八年、吉川弘文館、所収、一三六頁以下)が幕府や荘園領主による在地の武力掌握

という観点から言及している。

- (13) 網野「中世荘園の様相」一六六頁。同『海の国の中世』三二八頁。
- (14) 網野「中世荘園の様相」一七六頁
- (15) 網野、同右、一六六頁
- (16) 網野『海の国の中世』一五二頁
- (17) ただしこの七町八段余には二石佃七段（得宗時代には四段が正しいと思われる。文保三年徴符の佃は四段である。教護二八九号）は含まれていない。七町八段余の内訳は地頭新名五町、新田七段三四〇歩、馬上免二町二八〇歩である。実際には、得宗地頭は領家方内に名新田・地頭田（三郎丸名が中心）を設定し、さらに末武名も地頭方に取り込んで、文保三年の徴符によれば一二町二段二九五歩の田地を支配していた。
- (18) 文保二年から翌年にかけて荘の公文が良巖から性範に替わり、給主代に願成が任じられるという変化があり、新公文と新給主代の初めての所務にあたり収納すべき米銭を記したものがこの文保三年徴符である。なお、この徴符は後の暦応二年（一三三三）に公文職補任を望む願成が年貢増徴のための資料として供僧に提出したものである（オ一六一）。
- (19) 拙稿、前掲「鎌倉期太良荘の預所支配について」
- (20) 拙稿、前掲「得宗支配下の太良荘領家方」
- (21) 浄覚房については前掲拙稿「鎌倉期太良荘の預所支配について」を参照されたい。
- (22) 表の名主比定に関する史料は次の通りである。乗蓮・法阿・弥王は延文二年二月二三日河成・不作注進状（ハ三九）、幸阿は延文三年三月二日河成・不作注進状（フ三〇）、前大夫は年未詳公事銭注文（教護一二五二号）・（康安元年筆写）名々年貢員数注文（ツ四六）、実円は康永二年四月二日時沢半名百姓職補任状（『福井県史』資料編9所収、長英寺文書一号）。
- (23) 富田正弘「中世東寺の寺官組織について」（『史料館紀要』一三号、一九八五年）所収の表一八、東寺惣公文職表によれば、祐実は観応元年（一三五〇）六月より死没する文和三年（一三五四）二月まで東寺惣公文を勤めていた。
- (24) 白河本東寺百合文書一八六、観応二年一〇月二五日、足利義詮御判御教書
- (25) 延文三年三月に「重広」という預所代官が知られるが（し二六一一）、彼は宮河弾正忠と同一人物の可能性がある。もし別人としても宮河と預所代官は「一体」であった（ハ四二）。詳しくは拙稿「南北朝期若狭太良荘と松田知基」（『福井大学教育学部紀要』第Ⅲ部 社会科学、四一号、一九九一年）を参照されたい。
- (26) 拙稿「南北朝期の若狭太良荘と守護支配」『福井県史研究』四号（一九八六年）を参照されたい。
- (27) 永和元年（一三七五）四月に実成が地頭代官（地頭方所務職）に任じられることになり、その任料は禪舜の時に準じられているので（タ二七、四一〇八号）、禪舜はこのころまで地頭代

官であったと思われる。

(28) 網野前掲「若狭国太良荘」四三四頁以下

(29) 錦織勤「若狭国太良荘地頭の系譜について」『史学研究』一三

二号、一九七六年。同氏『中世国衙領の支配構造』二〇〇五年、

吉川弘文館に収録。

(30) 拙稿、前掲「若狭太良荘における雲蔽の所領について」

(31) 貞治六年(一一三六七)一月にもと公文の隆祐の給田を子の安

信に宛行う命令は供僧から地頭代官禪舜へ出され、さらにそれが地下代官教実に伝えられている(フ二一九、フ三五、四一四

四・四五号)。また同年の三郎丸名の未進についても同様である(タ一七、四一四九号)。

(32) 網野氏はこの源俊について、このころ矢野荘に海老名甲斐入道の

代官として源俊が見えることとされて、源俊を海老名の代官とされている(「中世荘園の様相」二〇三頁)。太良荘に関する海

老名氏としては康安二年(一一三六二)二月に半済地を回復して一円知行にするとの約束をした海老名源左衛門季政がいるが

(り六〇)、同じ海老名氏であっても官途が違うので、矢野荘海老名氏の代官源俊とこの源俊は別人であろう。貞治六年(一

三六七)五月九日の北向殿口入状には「わかさの国たらの庄、にうのし、うなけき申候こと」と記されており(エ八三、四一

三四号)、さらに一八日に重ねて念を押している文書の端裏書に「太良庄預所職」とある(エ三〇九、四一三六号)。井ヶ田

良治氏はこの「し、う」(侍従)を先預所の侍従房快俊と解さ

れたが(柴田実編『庄園村落の構造』一九五五年、創元社、第二編、若狭国太良庄、二九九頁)、侍従は「にう」(丹生)とい

う太良荘の現地呼称を持って呼ばれていることに注意する必要があり、丹生の侍従とは快俊ではなくまさに源俊と見なければ

ならない。明徳四年(一二三九三)四月から応永三年(一二三九六)まで預所に任命されていたのは慶信という人であったが(オ八

五、四一二〇七号、フ八八、四一二二一号)、彼は応永四年に「先代官侍従房」と呼ばれ(オ九三、四一二二五号)、彼が保

一色のなかにもつていた三石七斗は「侍従房」手作地とされている(オ一〇〇、四一二四四号)。この慶信は応永四年に寺家

公文快禪の父に対し「四十余年見参人候」と述べているから(ハ三〇一、四一二三二号)、古くから東寺公文と関係がある人物

であり、同じく侍従を称するから源俊と慶信は同一人と見てよいと思う。

(33) 東寺文書、楽甲九、四一六七号。ここで渡辺直秀が預所職を支配

することの内容を考えておきたい。預所職を守護が没収する以前の貞治五年(一一三六六)三月に半済が行われ、領家分は半

分の八一石九斗余とされている(教護四七〇号、四一五号)。この領家分八一石余は預所職が守護に没収され直秀が預所職を

支配している応安四年(一二三七一)の領家方散用状においても変わらず、また散用状除分に預所職押領分が記されることもな

い(教護五二三号、四一七七号)。要するに直秀は「預所自名」とされる保一色の領家分二町四段の年貢一九石二斗を東寺に納

入っていたのである(才四九、四一五二号)。直秀が預所として本所方の荘務にかかわったことを示すものはないので、直秀が預所職を支配したというのは職務としての預所職ではなく、保一色の領家年貢を納入した後に残る得分であつたと思われる。その得分は文和四年(一二三五)の預所得分注文(ア六二)によれば、保一色四町九段余を支配し、領家に年貢米三九三斗余を納入するが、この地の交分米を一〇石七斗余収納することができた(そのほかに公事銭など六九六五文を得分としていた)。しかし預所阿賀丸殺害直後の康安元年(一二六一)には保一色の年貢は五九石九斗余とされており(教護四四〇号)、これは預所の保一色の得分も含めて算定されたものと見られるから、預所は保一色に対し半済以前は二〇石余、半済以後は一〇石の得分を有していたと考えられる。

(34) 一色氏の若狭支配については守護代組織を中心とした河村昭一氏の一連の研究がある。同氏「南北朝室町期の若狭守護代小笠原氏について」『兵庫教育大学研究紀要』九、一九八九年。「若狭守護一色氏の在国支配機構」同、一三、一九九三年。『福井県史』通史編中世、第三章二節など。

(35) 預所の得分については拙稿、前掲「鎌倉期太良荘の預所支配について」を参照されたい。

(36) 伊藤俊一「中世後期における「荘家」と地域権力」(『日本史研究』三六八号、一九九三年)は、荘園領主と名主百姓が形成する「荘家」が室町期の守護役の負担組織であるとしている。

(37) 「本主」の解釈が難しいが、本文のように、これまで東寺に夫

役を勤めていた百姓(本百姓)と考えた。後年の宝徳三年(一四五二)一〇月の百姓申状(八四〇一)によれば、半済以前は庭掃夫三人を勤めていたが、これは銭納九〇〇文となっていた。半済の後に守護夫が課せられるようになったため、新たに本所分と半済分それぞれが一五人を「臨時之夫を守護多取替候」て負担することになり、九〇〇文も「十五人夫のさしあわせに、自寺家様御免候」と免除されたという。すなわち、東寺への夫役負担は守護夫役に振り替えられたのである。

(38) 網野、前掲「若狭国太良荘」四三八頁。ただし網野氏にはこの年の地頭方引付を見る機会が与えられていなかったと判断される。

(39) 散田畠と馬上免畠の合計畠面積は六町九段二〇歩となる。先述のように暦応元年(一三三八)の地頭方畠面積は四町八段二八歩であったから、この六町九段余の畠面積は半済後の本所分のみの面積ではない。しかし、そのことからこの文書は半済以前の文書であると結論することはできない。本所方給主が半済方給主を兼ねている状態では、現地支配においては本所方・半済方を一体のものとして扱っていた可能性があるからである。

(40) この分銭免百姓八人が尻高百姓である可能性について検討すると、八人の内に一人だけ肩書に「太良」と記されていて、明らかに尻高百姓ではない。また馬上免畠には「シリタカ 道阿弥」が七段の畠を持っているが、かれは「分銭免」百姓のなかには

見えない。したがって「分銭免」百姓を尻高百姓と見ることは困難である。

- (41) ここでは「最少分の屋敷分計」について、「一二〇歩の畠しか持たず、そのほかの畠は持たない」と解釈している。しかしこの部分を「(畠は何段も持つてはいるが)免田としては一二〇歩しか与えられておらず」と解釈することも、文字の上からは可能であり、そう解釈すると分銭免百姓も含めて小免畠を持つ三七人が在家百姓ということになる。しかしこの三七人の内には惣官(勸心名)、豊前介(貞国名)、安主大夫(時沢名)のよいうな領家方の名主も含まれているから、小免畠を持つことが直ちに地頭方在家百姓という特定の身分に属することを意味しなくなる。